

韓国におけるベンチャー農企業の経営現況と活性化戦略の構築

Current Situations and Promotional Strategies for Development of Agribusiness Venture in Korea

成 耆 政
(Kijung SUNG)

目 次

- I. はじめに
- II. ベンチャー農企業の概念と類型
- III. ベンチャー農企業の経営現況と問題点
- IV. ベンチャー農企業の関連制度及び政策の推進実態と問題点
- V. ベンチャー農企業における活性化戦略の構築
- VI. むすび

【註】

【参考・引用文献】

I. はじめに

21世紀、知識が、価値創出と競争力の核心要因として浮かび上がる知識情報社会では、土地、労働、資本等伝統的な生産要素の付加価値生産能力が限界に達している。このような高度知識情報社会の進展に伴い創意とチャレンジ精神をもととするベンチャー企業の創業及び育成が韓国経済の代案として脚光を浴びている。

これは、1997年末から始まった韓国経済全般における構造改革過程での失業対策として、また、高成長・高付加価値産業としてのベンチャー企業が持つ無限の潜在力を活用し韓国経済に活力を吹き込むのが目的で、韓国政府は1997年8月に「ベンチャー企業育成に関する特別措置法（法律第6,482号）」を制定し、多様なベンチャー企業育成政策を導入・推進している。

農業分野の場合、1990年代半ばから農業構造改善と経営規模拡大を通じた生産費節減と競争力の向上を政策的に進めてきた。しかし、農家人口の高齢化や農家と都市勤労者間の所得格差は拡大する一方で、農家経済と農村地域社会の維持そのものが脅かされているのが現状である。このような状況の下で1998年末、伝統的農業分野に新しい知識とアイデア、情報及び技術を結合し付加価値を高めたり生産費を節減する農業人の育成を目的とする「新知識農業人指定制度」^(註1)を導入するようになった。「ベンチャー農業」は農業分野でもベンチャー企業を育成しようとの趣旨の下、新知識農業人等民間部門により自発的に導入されたもので、2001年末になってから農林部の政策事業として支援を受けるようになった。

ベンチャー農業の活性化は、農業の効率性向上による付加価値の増大は勿論、農外所得源の開発を通じた農家及び農村経済の活性化のための政策手段として理解することができる。即ち、ベンチャー農業は新しい知識とアイデアをもとに農業生産、加工及び流通は勿論、種子・肥料・農薬・農機械・その他農用資材等農業関連産業（agribusiness）の総体的発展に寄与することで既存の土地利用型の伝統的農業を技術と資本集約型の高付加価値産業に転換できる機会を提供してくれると期待されている。

しかし、このような農業分野におけるベンチャー企業の持つ可能性にもかかわらず、ベンチャー企業に対する概念はその区分が曖昧で政策対象の範囲が制限されていること等で農業関連産業をあまり受け入れていないのが現状である。「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」の第2条によるとベンチャー企業を4つの類型に区分しているが、その基準と根拠が明確ではないことからベンチャー企業の創業及び育成・支援に多くの問題を露出している。その上に、政策支援対象がIT及びBT（Bio-Technology）産業、新素材開発等先端技術開発分野に偏っていることで、農産物・食品加工・農用資材等農業関連産業分野の企業はベンチャー企業の政策対象から外れ、ベンチャー・キャピタル支援・各種税制面での優遇措置等で一般企業に比べ相対的に不利な立場におかれている。

そこで本稿では、経営体数が増加しつつある韓国のベンチャー農企業の経営現況とその問題点を分析し、ベンチャー農企業の活性化のための経営戦略の構築をその目的とする。研究方法としては主に、既存の文献や統計資料等の2次資料の収集・分析により農業関連産業分野のベンチャー農企業の実態の把握と活性化のための戦略構築を試みることにした。

II. ベンチャー農企業の概念と類型

1. ベンチャー企業の定義

ベンチャー農業、またはベンチャー農企業の概念を位置づける前にその母体であるベンチャー企業について定義してみることにする。「ベンチャー企業」^(註2)とは、新しい技術、商品・サービス、またはビジネス・モデルをもって、既存または新しい市場の開拓を目指す、社会的、経済的に強い成長意志と意欲を持つ設立後間もない独立新生企業を指す。

技術、商品・サービスの新規性に対する明確な基準は設けていない。情報通信やバイオ等の先端的な技術を扱うもの、映像・音楽等のコンテンツ事業の中核とするものなど幅広い新規性が考えられる。ビジネス・モデルの新規性に関しては、革新的な事業プロセスや収益構造だけではなく、多様な知識、経験、技術、能力を持ち、目的・目標、理念、ビジョン、ミッションを共有する成長意志と意欲の強い経営者や経営陣による経営も一種の新ビジネス・モデルであると考えられる。

社歴に関しては、事業内容、経営者や経営陣の年齢や経験にもよるが、一般的には5年以下、長くとも10年未満の企業を主にベンチャー企業として想定する。しかし、大企業等既存企業の名前を社名に冠する等、既存企業との資本や人的な関係があり、主従関係がある実質的な子会社に当たるような新会社は、「既存企業の新事業」と考え、「ベンチャー企業」の分類には直接含まない。

一般的にベンチャー(venture)企業は、ベンチャー・キャピタル(venture capital)が投資する企業で新技術、または経営のノーカウ等新しいアイデアを持って企業家精神をもとに新規市場を開拓していく新生中小企業であると定義することができる。即ち、ベンチャー企業はお互いに他社が所有している新規技術及び新しいアイデアを開発できる人的資本と、これを事業化するのにかかる

表1. ベンチャー企業育成に関する特別措置法で定めたベンチャー企業の基準

区分	選定基準
◎ベンチャー・ カッピタル 投資企業	<ul style="list-style-type: none"> ・創業後7年以内に創業投資会社、韓国ベンチャー投資組合、新技術事業金融業者、茶山ベンチャーより投資を受け、その投資総額が資本金の20%以上である企業、株式(新株に限る)に限定される場合は10%以上である企業
◎研究開発投資企業	<ul style="list-style-type: none"> ・直前4分期の総売上高対比研究開発費が中小企業庁長が定めた比率(5~10%、農業分野は5%)以上である企業
●新技術開発企業	<ul style="list-style-type: none"> ・特許権・実用新案権により生産された製品、又は各中央行政機関で施行する新技術事業により生産された製品、公共研究機関、韓国技術取引所を通じて移転された技術により生産された製品の直前4分期の売上高が総売上高の50%以上か、輸出額が総売上高対比25%以上である企業
○技術評価企業	<ul style="list-style-type: none"> ・評価機関が技術性や事業化能力が優れていると評価した企業 —創業中である企業や自己開発技術を応用して事業化する企業 —意匠権を利用して事業化する企業 —権利、新技術、知識等を利用して事業化する企業で事業化の程度が3条の新技術開発企業の基準に満たせない企業

物的資本が結合 (partnership) している体制である。そこで物的資本がリスクを持って投資するという側面から冒険という言葉が使われている。

しかし、韓国の場合、ベンチャー企業の定義を「ベンチャー企業育成に関する特別措置法(1997.8.)」第2条第1項で法的に定めている。即ち、ベンチャー企業は「中小企業基本法」第2条の規定による中小企業で、〈表1〉の基準に該当する①ベンチャー・キャピタル投資企業、②研究開発投資企業、③新技術開発企業、そして④技術評価企業を含むが、ベンチャー・キャピタルの投資可否と新しい技術力を主な判断基準として設定している。

そこで政府のベンチャー企業政策の対象になるためには「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」第2条第1項の要件を満たした企業として認証を受けねばならない。

2. ベンチャー農企業の概念

1) ベンチャー農業の定義と特性

1990年代末、韓国を襲ったベンチャー企業の熱風の影響により農業分野でも新しい技術やアイデアを持って付加価値を高めようとする動きがあり、このような動きを「ベンチャー農業」という用語で具体化し始めた。これは既存の「ベンチャー企業の中の農林業分野」^(註3)とは異なる、所謂「伝統的な農業に新しい技術やアイデアを接木させ高付加価値を創出する」との意味が強調されたもので、使用する者によってその概念と対象範囲が異なる等不明な点が多くあった。

ここではベンチャー農業を既存の慣行的農業形態とは異なり、新技術とアイデアをもとに高付加価値を創造し隙間市場を開拓する、冒險的で挑戦的な経営形態の農業と定義する。従って、ベンチャー農業は高い収益の可能性と同時にリスク負担が高い農業を総称するものである。

一方、一般的に企業は初期研究開発及び新しいアイデアの発掘段階で創業期の企業として発展し、その後生産と販売が始まる段階にあるリスクを伴った成長前期段階を経て安定的成长期の企業段階に入る。ベンチャー農業とはこのような新しいアイデアと技術を事業化する企業家精神を持って創業及び成長前期段階にある農業を称す。

従って、ベンチャー農業で新しく開発された所得資源は需要・供給の不均衡とその成果に対する不確実性の蓋然性が大きいのみならず、ライフ・サイクルが短い場合が多い。しかし、事業化に成功すれば高収益のみならず生産様式、生産性及び不存資源の活用等地域農業構造に及ぼす外部効果が大きいことから積極的に育成する必要があることはいうまでもない。

2) ベンチャー農企業の定義

ベンチャー農企業とは、農業生産を主にする伝統的な農業の概念に、農業関連産業を含む農企業の概念までに拡張したものである。従って、ベンチャー農業に比べ事業範囲を拡張し、事業主体を制限しない点に違いがある。しかし、企業家精神 (entrepreneurship) を持ち新しい技術やアイデアで隙間市場を攻略することで高付加価値を創出する点ではベンチャー農業と大きく違わないが、ベンチャー農企業はベンチャー農業を事業化する農企業（事業体）である点を強調している概念である。

3. ベンチャー農企業の類型

上述したようにベンチャー農業の関連概念は大きく3つに類型化することができる。即ち、事業体の形態を整えて「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」によりベンチャー企業として認定を受けた農林業及びその関連分野のベンチャー企業（類型I）と、新しい技術や知識、アイデアを持って高付加価値商品生産分野に参加しているが、まだ関連法によりベンチャー企業として認定を受

けられていない農業関連事業体（類型Ⅱ）、そして、たとえ良いアイデアや技術を持っていてもまだ事業体の形態を整えていない農家や事業体を含む辞典的意味のベンチャー農業（類型Ⅲ）に分けることができる。

従って、類型Ⅰの概念は法律で定めたベンチャー企業には属するが、ただ業種において農林業やその関連産業に含めることを意味する。類型Ⅲの概念は農業やその関連産業において新しい技術やアイデアをもとに高収益を得ている農家でまだ事業体として登録をしていない場合である。また、類型Ⅱの概念は類型Ⅲの段階を経て事業者登録はしたが、まだベンチャー企業の認証を受けず制度的に政府の支援が受けられない点等で違いがある。

新しい技術や知識、アイデアを活用し付加価値の高い農業を追求する点では新知識農業人とベンチャー農業（類型Ⅲ）の概念は同一である。即ち、新知識農業人とは、知識の生成・貯蔵・活用・共有を通じて農業の生産、加工、流通方法等を絶えず開発・改善・革新し、高付加価値を創出し、ひいては農業・農村地域の発展を追求する農業人、または農業法人と定義することで、知識の活用を通じて農業の付加価値を高めるベンチャー農業（類型Ⅲ）の概念とその性格を共にする。ただ、相違点は新知識農業人は経営主体に焦点を当てる反面、ベンチャー農業（類型Ⅲ）は事業形態と方法に焦点を当てている点である。

事業内容を基準に新知識農業人を類型化してみると、①農業生産において新品種の開発や育種、栽培方法の改良等を通じて付加価値が高い農業を営む類型、②新機械や技術等を開発して費用を節減し、商品の品質を向上させる類型、③特殊飼料の開発及びこれを利用した機能性畜産物の開発と差別的流通をする類型、④電子商取引を利用した直取引で流通費用を節減し新しい市場を創出する類型、そして⑤消費者が選好するような食品に農産物を加工し付加価値を高める類型等に大別することができる。

このような新知識農業人を事業形態という観点から把握したのがベンチャー農業（類型Ⅲ）である。多くの農業関連企業が概念的には中小企業形態を持ち、事業者登録をしているが、「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」によるベンチャー企業として認定を受けられなく、類型Ⅱのベンチャー農企業に該当する。

ベンチャー農業、またはベンチャー農企業の発展のためには制度的に国の各種支援を受けられるベンチャー企業育成政策の対象に含まれること、即ち、類型Ⅰの範疇に属するベンチャー企業を育成することが必要である。しかし、農業という産業が持つ特性、即ち、有機的生産、土地及び気候依存、零細性、家計と経営の未分離等、を考慮する時、たとえ新しいアイデアや技術は持っていても企業体に発展し難いのみならず、これを「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」によるベンチャー企業として認定を受けた農林業及び関連産業分野のベンチャー企業（類型Ⅰ）に登録するのは決して容易いことではない。従って、現状的にベンチャー農企業に関しては農業分野のベンチャー企業とベンチャー企業として認定を準備している農企業体、そして新しい技術や知識、アイデアで高付加価値を高めるベンチャー企業を志向するが、まだ企業化できない農家及び個別事業者の3つの概念が共存していると考えられる。

III. ベンチャー農企業の経営現況と問題点

韓国中小企業庁が公表した「ベンチャー企業現況（2003年11月末基準）」によると、ベンチャー企業として認証を受けた7,788個の企業の中、製造業分野と情報処理及びS/W分野は各々67.6%と23.9%を占める反面、農林漁業及び鉱業分野のベンチャー企業は僅か0.3%（26個企業）にすぎないことを示している（表2参照）。

このような現状は、ベンチャー企業が新しいアイデアや技術をもとにする冒険的な新生企業を意

表2. 業種別にみたベンチャー企業の現況

単位：企業数、%

年度	製造業	情報処理 S/W	研究・開発 サービス	建設運輸	農・漁・林 鉱業	卸・小売業	その他	計
2000. 11	5,798 (62.1)	3,033 (32.5)	204 (2.2)	146 (1.6)	74 (0.8)	32 (0.3)	44 (0.5)	9,331 (100.0)
2001. 12	6,889 (60.5)	3,715 (32.6)	333 (2.9)	206 (1.8)	116 (1.0)	28 (0.3)	105 (0.9)	11,392 (100.0)
2002. 6	6,391 (63.0)	3,026 (29.7)	319 (3.0)	193 (2.0)	112 (1.0)	27 (0.2)	114 (1.0)	10,182 (100.0)
2003. 6	5,465 (65.9)	2,094 (25.3)	300 (3.6)	146 (1.8)	153 (1.8)	20 (0.2)	110 (1.3)	8,288 (100.0)
2003. 11	5,267 (67.6)	1,865 (23.9)	280 (3.6)	122 (1.6)	150 (1.9)	26 (0.3)	78 (1.0)	7,788 (100.0)

資料：韓国中小企業庁『ベンチャー企業現況』各年度より作成

味するにもかかわらず、中小企業庁のベンチャー企業に対する認証を企業の規模や売上高という基準で評価・選定していることから相対的に規模が小さく市場が狭い農林業分野が疎外されていると考えられる。

ここでは中小企業庁のベンチャー認証企業の中で農業生産分野のみならず農業関連産業分野のベンチャー企業を再分類し、創業時期、ベンチャー企業の確認方法、地域分布等他産業分野のベンチャー企業と比べ異なる特性を把握することにした。

1. 農業関連産業分野におけるベンチャー企業の分類と創業時期

1) ベンチャー農企業の分類

韓国中小企業庁よりベンチャー認証を受けた10,182企業（2002年6月末基準）を対象に農林技術分類体系（農林技術センター、2002）を根拠に分類した結果、〈表3〉ように304の企業（3.0%）を農業関連産業分野のベンチャー企業として再分類することができる。

表3. 農業関連産業分野におけるベンチャー企業の業種別実態

単位：企業数、%

年度	農業関連産業分野におけるベンチャー企業の業種									全体 ベンチャー 企業
	食品 加工	農機械 農資材	環境	生命 工学	流通	種子 種苗	林產 加工	経営 情報	その他	
2002年	121 (39.8)	51 (16.8)	51 (16.8)	50 (16.4)	11 (3.6)	8 (2.6)	6 (2.0)	4 (1.3)	2 (0.7)	304 (100.0)
2000年	38 (25.3)	76 (50.7)	5 (3.3)	13 (8.7)	1 (0.7)	3 (2.0)	12 (8.0)	2 (1.3)	—	150 (100.0)

資料：韓国中小企業庁『ベンチャー企業名簿』2000, 2002年より作成

この結果を2000年と比べてみると、農業関連産業分野のベンチャー企業数は150社から304社に2年の間約2倍に増加した。しかし、全体ベンチャー企業の量的増加で農業関連産業体の割合は各々3.0%、3.1%を占めている。

分野別にみると、食品加工分野(39.8%)、環境分野(16.8%)、生命工学分野(16.4%)のベンチャー企業数が相対的に増加したが、これには食生活に対する消費パターンの多様化、高級化により安全な食品に対する消費者の選好度が高くなったことで、この分野の市場規模が拡大されたからであろう。特に、食品加工分野が大きな割合を占めるのは生産農家や作目班等生産者団体が直接生産した農産物を利用した新しいアイデアや技術開発の結果が他分野に比べ比較的に事業化しやすかったことに起因するであろう。

2) ベンチャー農企業の創業時期

韓国のベンチャー企業は1980年代後半、技術集約型中小企業として登場した。しかし、1990年代半ば以降、KOSDAQ^(註4)市場が開設され、「ベンチャー企業育成に関する特別措置法(1997.8.27)」が制定されたことでベンチャー企業が成長し始めた。また、1997年末外貨危機以降、新しい企業環境、KOSDAQ市場の活性化による資金調達の円滑化、政府の積極的なベンチャー企業育成政策によりベンチャー企業は本格的に成長し始めた。

中小企業庁の調査結果(表4参照)によると、全体ベンチャー企業体の14.0%が1990年以前に創業し、53.5%が1998年以降に創業したことが分かる。

農業関連産業分野のベンチャー企業の場合も類似する傾向を示しているが、全体ベンチャー企業に比べ最近創業したベンチャー企業の割合が高く現れた。即ち、農業関連産業分野のベンチャー企業の75%が1998年以降に創業されたことになり、この分野のベンチャー企業創業ブームが高いことを反映している。

一方、分野別の創業時期をみると、生命工学分野及び環境分野企業の92.0%、78.4%が1998年以降に創業した。また、農業関連電算プログラムの開発やコンサルティングを担当する経営情報分野の企業の場合も殆どが最近創業した。このようなことは生命分野に対する研究開発投資、情報化社会への急速な移行、そして環境に優しい農産物等に対する高い関心等から、この分野での創業ブームが最近大きく拡散されたことに起因する。

表4. 農業関連産業分野におけるベンチャー企業の創業時期

単位：企業数、%

年度	農業関連産業分野におけるベンチャー企業の業種									全体 ベンチャー 企業
	食品 加工	農機械 農資材	環境	生命 工学	流通	種子 種苗	林產 加工	経営 情報	その他	
1990年 以前	6 (5.0)	6 (11.7)	1 (2.0)	2 (3.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (4.9)
1990～ 1997年	29 (24.0)	11 (21.6)	3 (6.0)	9 (17.6)	3 (27.3)	2 (25.0)	3 (50.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	61 (20.1)
1998～ 2002年	86 (71.0)	34 (66.7)	46 (92.0)	40 (78.5)	8 (72.7)	6 (75.0)	3 (50.0)	4 (100.0)	1 (50.0)	228 (75.0)
合計	121 (100.0)	51 (100.0)	50 (100.0)	51 (100.0)	11 (100.0)	8 (100.0)	6 (100.0)	4 (100.0)	2 (100.0)	304 (100.0)
										7,740 (100.0)

資料：韓国中小企業庁の資料より作成

2. 農業関連産業分野におけるベンチャー企業の認証類型と地域分布

まず、ベンチャー企業の確認類型（表5参照）を「ベンチャーカッピタル投資企業」、「研究開発投資企業」、「新技術開発企業」、そして「技術評価企業」に区分してみると、農業関連産業分野のベンチャー企業と他産業分野のベンチャー企業の50%以上が技術評価を通じてベンチャー企業として認証されたことが分かる。即ち、大部分のベンチャー企業が13の技術評価機関^(註5)により技術性や事業化の能力が優れていると評価を受け、ベンチャー企業として認定を受けている。

表5. 農業関連産業分野におけるベンチャー企業の認証類型

単位：企業数、%

類型	農業関連産業分野におけるベンチャー企業の業種									全体 ベンチャー 企業
	食品 加工	農機械 農資材	環境	生命 工学	流通	種子 種苗	林産 加工	経営 情報	その他	
研究開発 投資企業	3 (2.5)	1 (2.0)	5 (10.0)	2 (3.9)	1 (9.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (12.7)
ベンチャーカッ ピタル投資企業	10 (8.3)	0 (0.0)	7 (14.0)	8 (15.7)	5 (45.5)	2 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (50.0)	32 (12.8)
新技術 開発企業	34 (28.1)	41 (80.4)	2 (4.0)	21 (41.2)	1 (9.1)	2 (25.0)	5 (83.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	106 (22.5)
技術評価 企業	74 (61.2)	9 (17.6)	36 (72.0)	20 (39.2)	4 (36.4)	4 (50.0)	1 (16.7)	4 (100.0)	2 (100.0)	154 (52.0)
合計	121 (100.0)	51 (100.0)	50 (100.0)	51 (100.0)	11 (100.0)	8 (100.0)	6 (100.0)	4 (100.0)	2 (100.0)	304 (100.0)
										9,878 (100.0)

資料：韓国中小企業庁の資料より作成

特許や実用新案権等による製品の売上高比率（50%以上）や輸出額の比率（25%以上）によりベンチャー企業として認証された新技術開発企業の場合、農業関連産業ベンチャー企業（34.9%）が他産業分野ベンチャー企業（22.5%）より大きい比率を占めている。このような現状を通じて農業関連産業分野（特に、農機械・農資材、環境、林産加工、食品加工分野）が他産業分野に比べ、特許等新技術開発を通じた事業化の可能性が高いことが考えられる。

しかし、農業関連産業分野のベンチャー企業が研究開発投資企業やベンチャーカッピタル投資企業として認証されたのは各々3.9%と10.5%で他産業分野の12.7%と12.8%に比べ低い比率を占めている。このことから農業関連産業分野に対する研究開発投資が芳しくなく、ベンチャーカッピタル投資から相対的に疎外されていることが分かる。

次に、農業関連産業分野ベンチャー企業の地域分布（表6参照）をみると、大都市や中小都市より農村地域に多く位置（39.5%）している。特に、食品加工分野や農機械・農資材分野、林産加工分野の場合、各々47.9%、47.1%、83.3%の企業が農村地域に分布している。したがって、農業関連産業分野のベンチャー企業を活性化させることは農村地域経済の活性化は勿論、地域間不均等の解消等に肯定的な役割を期待することができるであろう。

また、他産業分野のベンチャー企業の場合、73.6%が首都圏に分布している反面、むしろ農業関

表6. 農業関連産業分野におけるベンチャー企業の地域別分布

単位：企業数、%

地域区分		農業関連産業分野におけるベンチャー企業の業種									他産業 ベンチャー 企業
		食品 加工	農機械 農資材	環境	生命 工学	流通	種子 種苗	林産 加工	経営 情報	計	
区 分 別	大都市 (広域市)	39 (32.2)	17 (33.3)	24 (48.0)	22 (43.1)	9 (81.8)	3 (37.5)	1 (16.7)	2 (50.0)	118 (38.8)	—
	中小都市	24 (19.8)	10 (19.6)	15 (30.0)	12 (23.5)	0 (0.0)	2 (25.0)	0 (0.0)	2 (50.0)	66 (21.6)	—
	農村地域	58 (47.9)	24 (47.1)	11 (22.0)	17 (33.3)	2 (18.2)	3 (37.5)	5 (83.3)	0 (0.0)	120 (39.5)	—
圏 域 別	首都圏	48 (39.7)	18 (35.3)	24 (48.0)	19 (37.3)	8 (72.7)	5 (62.5)	1 (16.7)	3 (75.0)	127 (41.8)	7,275 (73.6)
	非首都圏	73 (60.3)	33 (64.7)	26 (52.0)	32 (62.7)	3 (27.3)	3 (37.5)	5 (83.3)	1 (25.0)	177 (58.2)	2,603 (26.4)
合 計		121 (100.0)	51 (100.0)	50 (100.0)	51 (100.0)	11 (100.0)	8 (100.0)	6 (100.0)	4 (100.0)	304 (100.0)	9,878 (100.0)

資料：韓国中小企業庁の資料より作成

連産業分野ベンチャー企業は58.2%が非首都圏地域に分布している。このことから農業関連産業ベンチャー企業体は他産業分野のベンチャー企業体に比べ相対的に投資誘致を通じた資金調達や専門人材の確保等に苦労していることが分かる。

3. 農業関連産業分野におけるベンチャー企業の特性

他産業ベンチャー企業との比較による農業関連産業分野ベンチャー企業の特性（表7参照）を簡略に述べると次の通りである。

第1に、農業関連産業分野のベンチャー企業は他産業分野のベンチャー企業に比べ最近創業した新生企業が多い。また、1998年以降に創業した農業関連産業ベンチャー228の企業中75.4%が食品加工分野、生命工学分野、環境分野、経営情報分野の企業が占めている。

第2に、中小企業庁に登録された農業関連ベンチャー企業の85%以上が技術評価企業、または新技術開発企業である。即ち、農業関連産業分野のベンチャー企業は研究開発投資（3.9%）やベンチャーカッピタル投資（10.5%）分野企業の認証が少なく、この分野に投資があまり行われていないことが推測できる。

第3に、他分野産業のベンチャー企業が大部分首都圏に位置している反面、農業関連産業分野ベンチャー企業の60%程度が非首都圏に位置しているし、40%は農村地域に位置している。

農業関連産業分野のベンチャー企業が他産業分野のベンチャー企業と比べ、相対的に疎外されず企業活動ができるよう中小企業庁のベンチャー育成制度を補う一方、農林部も全体的なベンチャー企業育成政策の枠の中で農業部門の特性を生かした農政レベルでのベンチャー農企業育成事業をより体系的で、かつ総合的に推進することが重要である。

表7. 農業関連産業及び他産業分野ベンチャー企業の特性比較

区分	農業関連産業分野のベンチャー企業	他産業分野のベンチャー企業
●創業時期	75%が1998年以降創業 －この中、食品加工、生命工学、環境分野の企業が74.5%を占める	53.5%が1998年以降に創業
●ベンチャー企業承認類型	大部分新技術開発・技術評価企業 －研究開発・ベンチャーカップital投資企業は14.4%にすぎない	研究開発・ベンチャーカップital投資企業が25.5%
●企業の地域分布	非首都圏及び農村地域に分布	首都圏地域に集中

IV. ベンチャー農企業の関連制度及び政策の推進実態と問題点

1. ベンチャー企業の関連制度及び政策

今までの韓国経済成長において主導的な役割を果たしてきた大グループ企業を中心とする経済政策が限界に直面し、また、1997年末外貨・金融危機によるIMFの管理体制を経験しながら技術革新、情報革命等知識・情報化時代に適合した新しい形態の企業が創業し始め、経済活力の回復と持続的成長、構造改革以降の先進国型産業構造の定着のためにベンチャー企業育成政策が導入された。ベンチャー企業育成政策の推進体系と主な支援内容は〈図1〉の通りである。

韓国政府は1997年8月、既存企業のベンチャー企業への転換とベンチャー企業の創業を促進することで産業の構造改革を円滑にし、競争力を向上させるために「ベンチャー企業育成に関する特別措置法(法律第6,482号)」を制定した。また、1998年2月にはベンチャー企業の育成のための総括政策部署として中小企業庁に「ベンチャー企業局」を新しく設置し、関連行政部処と地方自治団体は所管分野のベンチャー企業育成政策を推進することになったが、部処間政策の総合調整のため「ベンチャー企業政策協議会」及び「ベンチャー企業活性化委員会」を設置・運営している。

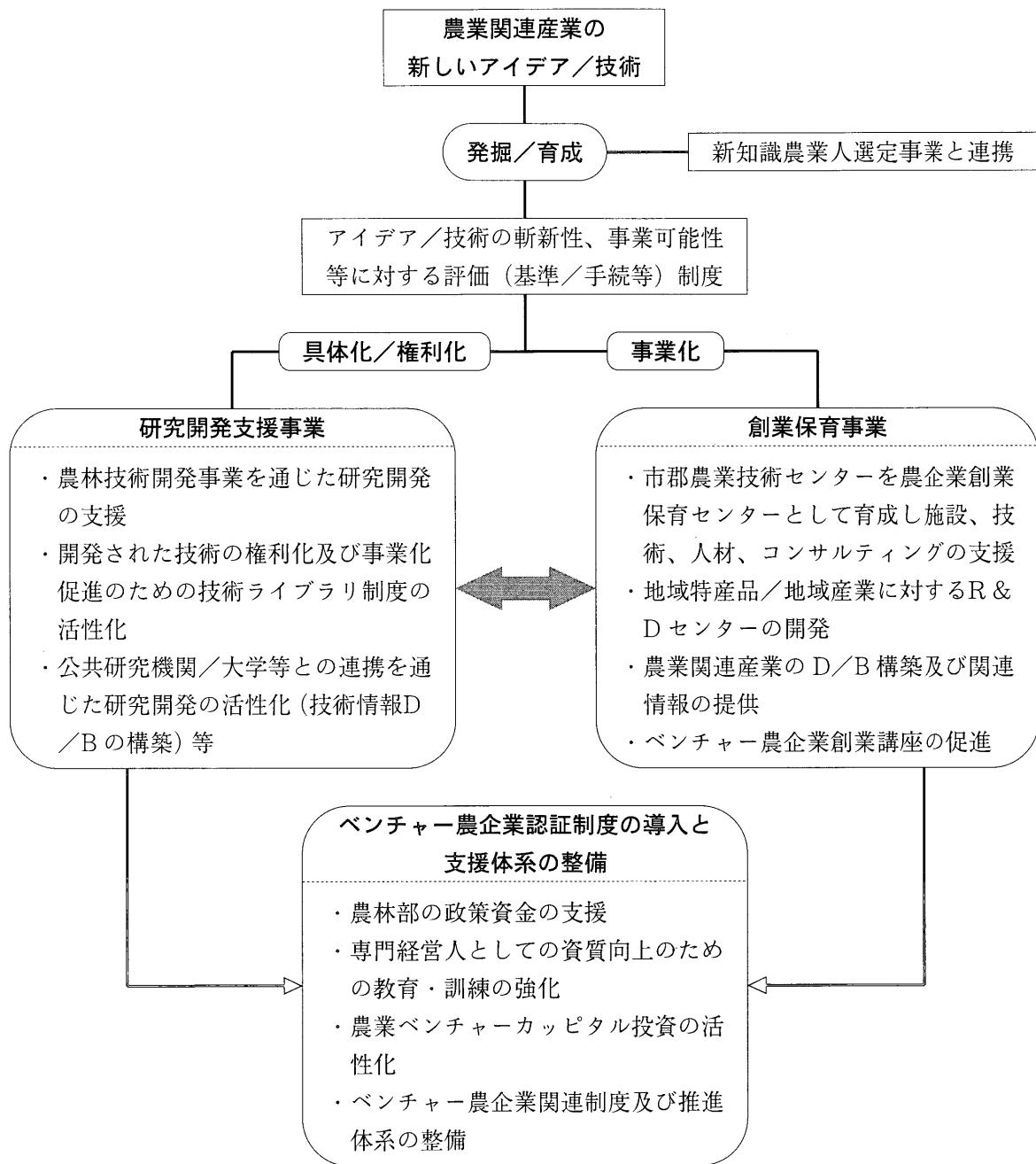
中小企業庁では「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」によりベンチャー企業として認定を受けた企業に対し、〈表8〉のように資金、立地、人材、租税、そして販路支援等総合的な支援政策を積極的に推進している。

2. 農林部によるベンチャー農企業育成事業

「中小企業創業支援法施行令」第5条による飲食・宿泊業等一部の贅沢・享楽を助長したり非生産的な業種^(註6)を除いた一切の業種がベンチャー企業になりうるので、当然農業関連産業分野もベンチャー企業になることができる。しかし、一つの産業としての農業の特性上、一般ベンチャー企業の育成政策対象になり難い点から「農業ベンチャー制度」という別途の政策を導入している。

韓国農林部は1998年からベンチャー型中小企業の技術開発に研究費を支援すると共に、2001年末には「農業専門投資組合」を結成し農業分野のベンチャー企業を支援している。その後、2002年からは「ベンチャー農業」という別途の政策対象を設定し、創業保育センターの運営、農業ベンチャー創業コンテスト等の事業を支援している。

図1. ベンチャー農企業の活性化のための新しい政策フレーム



資料：Lee Dongphil 他『ベンチャー農企業の実態と活性化方策』2002.12、韓国農村経済研究院、133ページより引用

表8. ベンチャー企業活性化のための韓国政府の支援政策

支援種類	主な支援内容
●創業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・創業資金の支援 ・大学生創業サークルの運営、創業コンテスト、創業スクール開催 ・中小企業創業コンサルティング会社による創業企業の支援 ・大学教員／研究員のベンチャー企業への役員兼職及び休職、実験室の工場登録の許可 ・ベンチャー企業創業資本金の引き下げ
●ベンチャー投資支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチャー投資財源の持続的拡大 ・Secondary Market の造成及び拡大 ・政府の間接出資方式の導入 ・有限会社形態の新しいベンチャーカッピタル制度の導入
●立地支援	<ul style="list-style-type: none"> ・創業保育センター支援の拡大 ・ベンチャー企業集積施設（ベンチャービル）の指定及び運営 ・ベンチャー企業育成促進地区（全国20地区）に対する支援の強化 ・BI修了のためのpost-BIの建立支援
●租税支援	<ul style="list-style-type: none"> ・創業後2年以内にベンチャー企業として認証を受けた企業に対する6年間所得税及び法人税の50%減免、2年間登録税及び取得税の免除、農漁村特別税免除、5年間総合土地税及び財産税50%減免 ・創業投資会社及び創業投資組合に対する投資株式譲渡差益の非課税、出資金額の30%所得控除、証券取引税の非課税 ・エンゼル及びエンゼル組合に対する投資株式の譲渡差益の非課税、投資金額の30%所得控除
●技術／人材支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックオプション制度の実施及び対象拡大 ・兵役特例専門研究要員、産業機能要員の割当優待
●販路支援	<ul style="list-style-type: none"> ・TV公告時規定料金の70%減免（KBS） ・公共部門物品調達のインターネットベンチャー企業を通じて推進

1) 農林技術開発の研究支援

農林部は農村振興庁と農林技術管理センターを通じて1994年から先端技術開発、現場隘路技術開発、そして1998年からはベンチャー型中小企業技術開発のための研究課題を発掘し、課題遂行のための研究開発費を支援している。この他にも企画研究課題及び農業人開発課題等があるが、その支援対象及び支援規模は〈表9〉の通りである。

一方、大学及び研究機関中心の産・学・研共同研究で推進・開発された技術が事業化や技術移転等の形態で活用できるように支援を行っている。また、「農林技術サイバー市場」を通じて研究成果の事業化のために資本と経営斡旋等も支援している。

特に、ベンチャー型中小技術開発課題は中小企業中心の共同研究で推進しているし、事業化の可能性が認められる技術や経済的波及効果が大きく実用性が高い技術、そして付加価値向上のための

表9. 農林技術開発事業の支援対象

事業区分	支援対象技術分野	支援限度	推進形態
●現場隘路 技術開発課題	・ 営農現場で農業人が経験する隘路事項 を解決するための技術 ・ 農林業の生産性向上と農業人の所得増 大に寄与できる技術等の開発	3年／ 2億ウォン	
●先端技術開発 課題	・ 生命工学、自動制御技術等先端技術を 含む技術を開発し、農林業の生産性と 付加価値向上のための技術	3年／ 5億ウォン	大学及び研究機関中 心の産・学・研の共 同研究
●企画研究課題	・ 国家の政策目標達成のために必要な技 術的、経済的波及効果及び実用性が高い 技術	3年／ 10億ウォン	
●ベンチャー型 中小企業技術 開発課題	・ 事業化の可能性が大きく、技術的、経 済的波及効果及び実用性が高い技術 ・ 付加価値向上のための製品技術開発、 環境に優しい農業技術、輸出産業化が 期待できる技術等	3年／ 3億ウォン	中小企業中心の産 ・学・研の共同研究
●農業人開発課 題	・ 農業人に必要な特殊農法及び新技術の 開発課題	2年／ 3千万ウォン	農業人中心の産・学 ・研の共同研究

資料：韓国農林部の資料（2002年）より作成

表10. 農林技術開発事業への支援実績

単位：課題数、億ウォン

事業区分	1994～1997		1998		1999		2000		2001		計	
	課題	金額	課題	金額	課題	金額	課題	金額	課題	金額	課題	金額
●現場隘路 技術開発	555	502.6	377	105	362	94.3	383	116.5	374	109.6	1,35	928
●先端技術開発	383	689.2	350	261	403	295.1	401	271.4	434	307.7	772	1,824.4
●ベンチャー型中 小企業技術開発	—	—	11	6.8	26	15	38	20.7	63	34.8	86	77.31
合計	938	1,191.8	738	372.8	791	404.4	822	408.6	871	452.1	2,367	2,829.7

資料：韓国農林部の資料（2002）より作成

製品技術の開発、環境に優しい農業技術、輸出産業化が期待される技術、輸入代替効果が大きい技術等に対して優先的に支援を行っている。

〈表10〉のように、農林技術開発事業による研究課題発掘と研究費支援規模は毎年増加し、1994

年から2001年まで合計2,367課題に対し、2千8百億ウォンを支援した。ベンチャー型中小企業開発課題は1998年から2001年までの86課題に対し、77億ウォンの研究開発費が支援されたが、総課題数の3.6%、総研究費の2.7%にすぎなく、相対的にこの分野に対する支援規模が制限されていることが分かる。

3) 農業専門投資組合を通じた資金支援

農林部は農業ベンチャー企業の資金難を解消し、安定的な成長基盤の構築のため2001年12月に第1号農業専門投資組合を結成した。

第1号組合である「MAF 無限 AgroBio ベンチャー投資組合」は、農林部出資33億ウォン、民間資本^(註7) 67億ウォン等計100億ウォンの規模で結成され、2002年2月遺伝工学サービス専門企業である「g-TAC Bio Medical」を筆頭に農業分野ベンチャー企業に対する投資を開始した。今後、5年間農業分野（農業生産、農業投入材、食品、獣医分野等）中小ベンチャー企業に60%、その他バイオ分野（医学、環境、流通、生物工学等）中小企業に40%を投資（表11参照）する予定である。

しかし、農業の特性上、投資の収益性が低く、資本の回収期間が長いことからこの分野に対する投資が活発に行われず、農業専門投資組合を通じた農業部門のベンチャー企業に対する投資が効果を収めることができるかどうかの疑問が提起されていることも事実である。

4) ベンチャー農業育成事業

① ベンチャー農業創業保育センターの運営支援

ベンチャー創業保育事業（Business Incubator）は、技術と経営能力が足りないベンチャー農業の創業と保育を促進するために、人的・物的資源等保育与件は優れているが、財政基盤が脆弱である大学、研究所の創業保育センターにセンター運営費、入居企業教育費、設備維持費等を支援し、保育事業の内実化を誘導する目的で導入された。

現在、農業関連創業保育センター（表11）は3カ所あるが、全て中小企業庁よりベンチャー創業保育事業者として指定され施設資金の支援を受けている。また、追加的に農林部よりセンター運営に必要な運営資金も支援されている。

韓国農村経済研究院の「ベンチャー農企業保育センター」は、2002年に開所し、農業生産及び流通、農業関連産業の農企業等9つの企業が入居しているし、1企業1人専担コンサルティング制度と、2002年8月からはベンチャー農企業の創業関連専門講座を実施している。

2001年に開所したソウル大学「農業生命科学創業保育センター」は農業生命分野に特化し、9つの入居企業と9つの遠隔保育企業に対し、1企業、1人専担教授制を実施し、各種実験室や経営諮問等を支援している。特に、2001年1月三星証券、第一製糖、緑十字ベンチャー投資等と戦略的業務提携を締結し、ベンチャー企業を支援している。

また、韓国農業専門学校の「先端農産業創業保育センター」は、2002年に開所し、8つの入居企業と6つの非入居企業を対象に保育事業を実施している。外部専門家を運営委員として構成し共同運営形式で運営し、茶山ベンチャーや無限技術投資（株）等と連携し投資相談等を支援している。ソウル大学と農業専門学校で運営している創業保育センターの場合、非入居企業を対象に遠隔創業保育事業も推進している点等が特徴である。

農林部は創業保育センターに対し、管理費（創業保育センター専門保育マネジャーの補修補助）、創業活動支援費（法律、会計、経営、マーケティング等創業関連教育）、通信網利用料（所属機関共通網と分離した保育センター専用回線）、設備維持・補修料（専用網等A/S費用）、その他創業保育のための開発事業等に対して約4千万ウォンずつ支援している。

表 11. 農業関連創業保育センターの現況

区分	韓国農村経済研究院	韓国農業専門学校	ソウル大学農業生命科学部
●名称	ベンチャー農企業創業保育センター	先端農産業創業保育センター	農業生命科学創業保育センター
●開所日時	2002. 2	2002. 10	2001. 8
●入居企業	・入居：9個企業	・入居：8個企業 ・非入居：6個企業	・入居：9個企業 ・遠隔保育：9個企業
●支援内容	・施設及び装備支援 ・技術及び経営支援 ・資料及び情報支援等	・左と同じ	・左と同じ
●保育分野	・農業生産及び農産物流通分野 ・農業関連産業分野	・左と同じ	・農業生命科学分野
●特記事項	・1企業1人専担コンサルティング制度 ・専門講座実施	・専門家とネットワーク構築 ・運営委員共同運営形態	・1企業1人専担教授制 ・三星証券、第一精糖等戦略的業務提携締結

② 農業ベンチャー投資博覧会の開催

農林部は、2002年11月20日に創業段階及び有望農業ベンチャー企業家に対する投資誘致機会を提供する一方、エンゲル^(註8)及びベンチャーカッピタルに対する投資機会を提供するためにエンゼル投資家、農業ベンチャー企業家、ベンチャーカッピタル、基幹投資家等を対象に農業ベンチャー投資説明会を開催した。

農業ベンチャー投資博覧会は、当初参加申込をした12の企業の中、専門家の評価を経て選定された8企業を対象に投資誘致関連資料の作成及び投資誘致方法に対する講演会を実施するとともに、投資家を対象に投資説明会を開催して投資相談等が活発に行われた。

このような投資誘致説明会がもっと拡大され持続的に行わればベンチャーカッピタルに農業ベンチャーに対する新しい認識を植え付けることもできるし、ベンチャー農企業の投資誘致能力の向上に肯定的役割を果たすことができると期待されている。

③ ベンチャー農業創業コンテスト

ベンチャー農業分野における創業ブームの造成と農業人等予備創業者の創業力量の強化及び創業成功率の向上、高付加価値知識農業の育成、農業の高度化、先端化のための予備創業者から創業計画書を提出してもらい、農業分野及びバイオ分野の優秀創業アイテムの提案者を選定する創業コンテストを開催した。ここで選定されたアイテムに対しては今後農業分野創業保育センターと連携し、創業過程を支援するとともに、創業後には農業ベンチャー投資博覧会への参加機会を提供する等の支援をすることになる。

2002年7月に開催された第1回ベンチャー農業創業コンテストには51のアイテムが出品され、専門家評価委員会の評価を経て13のアイテムが1次に選定された後、詳細検討を行って最終的に4の計画書が優秀創業アイテムとして選定された。

④ その他のベンチャー農企業育成関連事業

ベンチャー農企業と関連した事業としては農林業の創業という観点から後継農業人の育成と專業農の育成、そして帰農者と新知識農業人の指定等が挙げられる。また、農家を経営体に発展させる

点で作目班や農業会社法人、農産物加工産業、農村特産団地、観光農園等の農業関連産業分野の支援事業がある。

これらの事業の目的が、ベンチャー農企業の育成とは言い難いが新しく創業するベンチャー農企業の立場からこの事業を通じて必要な資金や農政レベルでの各種支援を受けることができるので関連事業として含めることもできるであろう。

3. ベンチャー農企業関連政策の問題点

ベンチャー農企業関連政策の問題点は、大きく中小企業庁が推進するベンチャー企業育成政策の農業部門への適用に係わる問題点と農林部が新しく導入する、所謂ベンチャー農業育成事業の問題点に分けてみることができる。

1) ベンチャー企業育成政策の問題点

ベンチャー企業育成に関連する政策は、多様な機関で分散的に推進されることで、ベンチャー企業の育成政策を統括・調整する「ベンチャー企業活性化委員会」の役割が不十分で支援施策の適正性・効率性等に対する事前評価があまり行われていないのが現状である。従って、施策間の十分な調整が行われず類似支援政策が重複的に推進され財政支出に非効率性が発生している。

韓国政府はベンチャー企業の育成のために創業支援とベンチャー投資支援、人材支援、租税支援、販路支援等を支援している。しかし、この支援政策の大部分が「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」においてベンチャー企業として認定された企業を対象にすることから農業部門の創業希望者に対する実質的な支援には限界がある。

まず、中小企業庁のベンチャー企業育成政策の適用対象範囲がIT、BT産業、新素材開発等先端技術開発分野に偏っているので農産物・食品加工・農用資材・観光産業等農業関連産業分野のベンチャー企業は政策対象に含まれにくく、中小企業庁のベンチャー企業育成政策の対象になりにくい等の限界がある。

ベンチャー企業として認定される一般的な方法の一つが技術評価による認証である。しかし、既存の評価機関の中に農業や農業関連産業に対する十分な理解を持っている機関がないことで農業関連産業が「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」でのベンチャー企業として認定を受けるのは事実上、難しい点があまりにも多い。

そして、中小企業庁が指定した創業保育センターの場合、大部分が首都圏と大都市に偏り農村地域に位置する農業関連産業分野の企業創業者が技術・経営指導や各種創業関連情報を入手しにくく、創業保育を受ける場合も難しい点がある。

以上のこと踏まえ、農業や農業関連産業分野の創業者がベンチャー企業として認定を受けることは難しく、結果的に農業の特性上、ベンチャー投資会社の自発的な投資が制限されざるを得ないことから農業分野の特性と実態を反映した別途のベンチャー農業育成政策が必要であることは明らかである。

2) ベンチャー農企業育成政策の問題点

韓国農林部は、農業専門投資組合の結成、創業保育センターの運営費支援、ベンチャー農業創業コンテストの開催、そして農業ベンチャー投資博覧会等の一連のベンチャー農業育成事業を推進している。しかし、これらの事業が一定の目標を達成するためには政策目標と政策対象、そしてこれを前提にした適切な政策手段と推進体系を設けなくてはならない。

同時に、ベンチャー農企業の育成は農林業の新規創業、農林業の専門経営体の育成、農業関連産業の育成という点で帰農事業や新知識農業人の指定、法人体の育成、そして農産物の加工・流通及

びサービス産業の育成との関連が大きいことからこれらの事業との調整と連携が重要である。

この他に、農家の兼業活動を促進し、農外所得の増大のための農産物加工事業と特産団地の育成、そして農村休養資源開発事業等の関連産業開発のための事業を推進しているが、主に資金支援のみの育成政策で企業家精神を持つ専門経営体として成長させるための技術及び経営能力の向上と新しい情報提供等の面での支援はまだ充分とはいえない。

その上に、農林部は、上述したように農業専門投資組合の結成、農林技術開発事業等を通じてベンチャー農企業体の支援のための政策を推進しているが、まだ総合的で具体的な事業目標や政策方向等が確立されていないのが現状である。従って、ベンチャー農業の概念と政策目標、政策対象、政策手段に対する全面的な再検討を通じて体系的なベンチャー農企業の育成政策を樹立、推進すべきである。

V. ベンチャー農企業における活性化戦略の構築

1. ベンチャー農企業の活性化のための政策課題

ベンチャー農企業の活性化のためには、ベンチャー農企業が直面している問題を解決し、長期的に韓国農業の発展のためベンチャー農企業が自らの役割を發揮できるような政策の樹立と推進が必要である。

前述したように、一般農企業とはその性格が異なるベンチャー農企業は、新しい技術とアイデアを持ち、付加価値が高い商品を生産し隙間市場に参与しようとする企業である。従って、アイデアを具体化し、これを事業に発展させる過程には様々な問題に直面するが、これをまとめたのが〈表12〉である。

表 12. ベンチャー農企業の創業段階別にみた当面課題

創業過程	段階別目標	当面問題
○事業計画段階	アイデアを具体化し、これを事業化するための計画樹立	<ul style="list-style-type: none"> ・関心のある事業に対する技術及び市場情報の不足 ・創業手続き、税制、その他関連政策等に関する情報不足 ・資金調達、人材確保等事業戦略樹立の混乱 ・専門経営人としての資質涵養機会の不足
●創業段階	資金と専門人材、設備を確保し商品生産及び市場出荷	<ul style="list-style-type: none"> ・創業資金調達の問題 ・専門人材の確保及び組織構成 ・販売網の構築 ・事業者登録等複雑な手続き
◎成長・発展段階	市場占有率の拡大のため広報及び販促、施設と人材の拡充、新製品の開発等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設及び運営資金の不足 ・販路拡大の問題 ・技術及び経営能力の不足 ・複雑な手続きと厳しい規制 ・市場情報及び関連情報の不足 ・新技術や新しいアイデアに対する保護装置の不十分

まず、事業計画段階では、新しいアイデアを具体化し、これを事業として発展すべきであるが、当該分野の専門技術や国内外の市場状況と競争企業の実態は勿論、創業手続きや関連政策に対する情報が不足である。また、創業希望者自らも専門知識が足りなく実践可能な総合的な事業計画を樹立することができない場合が大部分である。

創業段階では、具体的な事業計画を持ち、資金と専門人材、生産設備を確保し事業者登録を済ませ、商品を生産、出荷し収益を得るための資金と専門人材の不足、販売網構築の不十分等で苦労しているのが現状である。一方、成長・発展段階では、市場占有率を拡大するためのPRと販売促進を強化し、施設と人材の拡充、新製品の開発等が活発に行われるべきである。しかし、施設及び運営資金の不足と販路確保の問題、アップグレードのための技術及び経営能力不足の問題等に直面しているのが現状である。

以上のようなベンチャー農企業が直面している課題を解決するために政府は「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」を制定し、前述したような様々な支援政策を推進している。しかし、韓国政府のベンチャー企業育成政策はベンチャー企業として認定された企業のみを対象にしている大きな問題点がある。特に、農業部門の場合、産業の特性上構造的にベンチャー企業として認定を受け難い限界を含めており、農業関連産業分野のベンチャー企業指定及び育成が政策対象から疎外されているのが現状である。

前述したように、韓国農林部はベンチャー農企業の育成のための政策を部分的に推進している。しかし、政策対象であるベンチャー農業、またはベンチャー農企業に対する概念が確立されず、結果的にベンチャー農企業を育成する政策目標も不明確な部分があり、政策対象の類型別に適切な政策手段を講ずることができないのが現状である。農業部門のベンチャー企業を育成するためには農政レベルでのベンチャー農企業育成政策の目標と対象、手段等を緊急課題^(註9)として設定せねばならない。

同時に、新しいアイデアを事業化するまで段階的に直面する問題、即ち①アイデアの発掘と具体化のための研究開発、②専門経営体への育成のための教育と訓練、③創業から企業経営に至る過程で合理的意志決定のための各種情報の提供、④創業保育事業の拡大、⑤資金と販路不足等ベンチャー企業が直面している問題解決のための支援制度の整備、そして⑥隙間市場をねらった様々な農業関連事業ができるように関連法と制度の整備等を緊急課題として取り込まなければならない。

2. ベンチャー農企業の活性化(育成)戦略

ベンチャー農企業の活性化のためにはベンチャー農企業が直面している問題を解決するための戦略の樹立と推進が必要であることは言うまでもない。ベンチャー企業育成のための政府介入に対する否定的な主張もあるが、ベンチャー企業の特性と短い期間に多くのベンチャー企業を体系的に育成するために政府は多様な支援政策を樹立・推進している。上述したように、農業部門でもベンチャー農業を育成するためにいくつかの政策を推進しているものの、政策目標と対象が不明確でまだはっきりした効果が得られないのが現状である。

ここで、農業という産業の持つ特性と多面的な機能を考慮した上で、韓国におけるベンチャー農企業の活性化戦略として、第1に、〈表13〉のように農業を単純な農業生産から加工、流通及び関連サービス業を全体的に結びつけた農業関連産業の概念まで拡張すべきである。その上、農家を単に農業生産に従事するものではなく営農組合法人と会社法人、ひいては営利を追求する家計と経営が分離された企業体として育成すべきである。即ち、農業は農業関連産業にまで拡大すべきで、これのために農家は農企業に、そして農業人は専門経営者に生まれ変わらなければならない。

第2に、政策対象をその性格によって類型化し、類型別に適切な政策手段を講ずるべきである。ベンチャー農企業の類型は様々な基準により分類することができるが、前述のベンチャー農企業の

類型で規定した概念に従い、ベンチャー認証企業（類型Ⅰ）と事業体に登録した農業関連産業体（類型Ⅱ）、そして事業体に登録していないまでベンチャー農業に従事する農家（類型Ⅲ）に大きく分けることができる。類型Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのすべてが新しい知識とアイデアをもとに農業関連産業分野で隙間市場を通じて高収益を追求する企業であるが、類型Ⅰ及びⅡは事業体として登録した中小企業で、類型Ⅲは事業者登録をしていない戸別農家、または個別事業者である点で異なる。即ち、農家と中小企業を対象にするベンチャー農企業育成策の目標と手段が異なるべきである。

表13. ベンチャー農企業の事業主体及び新しい事業領域

事業領域	個別農家	農家共同（営農組合等）	企業体
・農畜資産物の生産	◎	○	
・農畜資産物の加工	△	○	◎
・農畜資産物の流通及びサービス		○	◎
・農用資材生産及び流通業		△	◎

註：◎主業（主導的参加）、○兼業（部分的参加）、△副業（微々たる参加）

類型Ⅲに対しては新知識農業人指定制度と連携し、農林技術管理センターを通じて研究開発を斡旋し、創業保育と教育訓練を通じて企業家精神を培う必要がある。類型Ⅱの企業の場合は大部分が政策対象から除外されていたが、ベンチャー農企業として認証し、農林部が運営する関連事業に対する各種支援を優先的に与える方策を検討する必要があろう。

新知識農業人や農業経営体等類型Ⅲのベンチャー農家を類型Ⅱのベンチャー農企業に、そしてこれをまた中小企業庁が政策的に支援するベンチャー企業（類型Ⅰ）に育成するのが全体的なベンチャー農企業育成政策の基本戦略である。

第3に、創業段階別に直面している状況が相異であることから段階別に異なる政策手段を樹立すべきである。即ち、同じ性格のベンチャー農企業であっても事業計画段階にある企業と創業段階にある企業、そして成長・発展段階にある企業とが直面している問題が異なり、これを解決する政策手段も当然異なるべきである。

事業計画段階ではアイデアを具体化し、これを事業化するための情報提供と技術及び経営能力の教育を実施し、創業段階では事業に必要な資金と専門人材、設備を円滑に確保し事業者登録等を支援し、そして、成長・発展段階では持続的な発展に必要な施設・運営資金の確保及び市場情報の提供等、段階別支援対策を講ずる必要がある。

3. ベンチャー農企業の活性化戦術

1) ベンチャー農企業の研究開発事業の促進

ベンチャー農企業の創業希望者が持つ生産性の向上及び付加価値の増大が可能な新しい技術やアイデアを積極的に発掘する必要がある。即ち、新知識農業人の指定とベンチャー創業サークルやベンチャー農業研究会の運営、そしてベンチャー農企業創業コンテスト等を通じて新しいアイデアを発掘していくべきである。

新しいアイデアや技術を事業化していくためには農林技術管理センターや市・郡単位の農業技術センターの研究支援機能を強化し、発掘されたアイデアの具体化のための研究・開発を促進していくことが重要である。また、開発された研究結果の権利化及び事業化のために登録を行い、知的財

産権のレベルでの管理・保護の方策を講ずるべきである。これのためには農林技術開発事業の持続的推進とベンチャー型中小企業の技術開発事業に対する支援の拡大が必要であることは言うまでもない。

2) 専門経営人としての資質向上の為の教育・訓練の強化

ベンチャー起業家の成功のための必須的な資質としては専門経営人としての企業家精神と技術及び経営能力を挙げることができる。このためにベンチャー農業人のための勉強会を作つて農産物の企画化及び標準化、電子商取引に必要なパソコンの利用能力等に関する教育と訓練を強化すべきである。

また、ベンチャー農企業として認証を受けた企業や創業希望者、その農業関連事業者等を対象に技術及び経営に関する専門講座を実施する必要がある。即ち、専門家を通じてベンチャー企業経営に必要な簿記記帳、経営分析・診断及びコンサルティング、成功や失敗の事例分析等専門的な領域に関する教育を実施すべきである。

3) ベンチャー企業経営に必要な知識と情報の提供

ベンチャー農企業の場合、政府の役割を最小限にして民間の創意と自立性を發揮できるように意思決定に必要な情報を収集・提供すべきである。従つて、農業関連産業D/Bの構築及び関連情報の提供で農企業体自らが合理的な意思決定ができるように支援すべきである。また、海外情報の収集や市場需要調査、特許出願や法律諮詢等分野別専門家のネットワーク化とベンチャー企業育成のためのコンサルティングを強化することで専門人材と経営能力不足による問題点を緩和することができるであろう。

4) 農企業創業保育事業の強化

大部分の創業保育センターが首都圏と大都市に偏り、農村地域に位置する農企業創業希望者の場合、事業に必要な技術や情報等を入手し難いのが現状である。農業の特性上、農業の現場から近い市・郡農業技術センターを地域農特産物に対するR&Dと情報提供、コンサルティング機能を担当するベンチャー農企業創業保育センターとして開発し、地域内農業人の創業保育を支援できるようその機能を強化すべきである。同時に、地方大学、国・公立研究所等に直接ベンチャー農企業保育センターを設置することや、市・郡農業技術センターと連携しベンチャー農企業に必要な知識と情報を体系的に提供できるように方策を講ずるべきである。

5) ベンチャー農企業のための農業関連法律と制度の整備

ベンチャー農企業の活性化のための政策目標と政策対象、そして政策手段が確立されるなら、これをバックアップするための法的根拠と制度の整備を行うべきである。即ち、「農業・農村基本法」と「畜産法」等関連法令で定義している農業及び農業人の範囲を拡大し農業関連産業に対する管理及び支援を農政体系に受け入れるべきである。

また、ベンチャー農企業に対する専門的な支援のため農業関連産業の基礎統計の収集、事業計画の樹立及び関連事業の体系的な管理業務等を担当する専担部署を農林部に設置することも積極的に検討すべきであろう。

VI. む す び

本稿では、最近韓国において、創業ブームともいえる農業関連産業分野のベンチャー企業の概念と類型化、推進政策と経営現況の問題把握を踏まえて、韓国型ベンチャー農企業の活性化戦略の構築を試みた。

ベンチャー農企業は農業生産のみならず農業関連産業の全分野を含み、主に創業初期にある新生企業を対象にするが、農家や農業法人、ひいては非農業人とその他法人も含める特徴を持っている。

農業という産業の持つ特性と多面的な機能を考慮した上で、韓国におけるベンチャー農企業の活性化戦略として、①農業を単純な農業生産から加工、流通及び関連サービス業を全体的に結びつけた農業関連産業の概念まで拡張すべきであること、②政策対象をその性格によって類型化し、類型別に適切な政策手段を講ずるべきであること、③リスク負担が大きい新規創業企業等ベンチャー農企業は創業段階別に直面している状況が相異であることから段階別に異なる政策手段が必要であること、等が挙げられる。

上記の戦略を達成するための具体的な方策であるベンチャー農企業の活性化戦術としては、①ベンチャー農企業の研究開発事業の促進、②専門経営人としての資質向上の為の教育・訓練の強化、③ベンチャー企業経営に必要な知識と情報の提供、④農企業創業保育事業の強化、そして⑤ベンチャー農企業のための農業関連法律と制度の整備、等が行われるべきであろう。

【註】

1. 韓国農林部は1998年12月新しいアイデアで創意性を發揮し現状を改善することで付加価値を高め、高能率を実現する農業人を新知識農業人として規定し発掘・育成方策を設けた。その後の1999年2月に農業関連機関・団体等から推薦された80名の中から現地実査を経て35名の新知識農業人を選定した。また、1999年7月に、農業関係機関・農業団体等から推薦された90名の候補者の中から新知識農業人選定委員会の審議を経て40名の新知識農業人を追加で選定した。
2. 米国の場合、ベンチャー企業を意味する用語として high-technology firm, new technology based firm, new business with high return 等を使用しながら技術力や独創性を強調する反面、日本ではこの概念を含めて新市場の創造、既存技術の融合、隙間市場の開拓、そして既存企業の事業転換等を包括する広義の概念として使用している。また、日本ではベンチャー企業を業種別に、①ハイテック・ハイタッチ型ベンチャー企業(研究開発型・顧客密着型製造業)、②情報ソフト型ベンチャー企業(情報関連産業・ソフトウェア産業)、③サービス型ベンチャー企業(ニュービジネス・サービス業)に分類したり、①革新企業の産業化による新しい分野、②既存産業の新技术利用による新事業、③新サービス分野に区分したりもある。
3. これは1998年から韓国農林技術管理センターが支援している「ベンチャー型中小企業技術開発事業」の対象に①付加価値増進のための製品技術開発、②持続可能農業技術開発、③費用節減型農業技術開発、④農作業の省力自動化システム開発、⑤環境浄化用生物及び新素材技術開発、そして⑥生産工程自動化システム及び産業化技術開発等を含み、大学及び研究機関等を中心に产学研共同研究を推進している点等から推察するとベンチャー農業とは相当隔たりがあることが分かる。
4. KOSDAQ (KOrea Securities Dealers Automated Quotation) は米国のNASDAQをベンチマークリングした取引市場で、中小ベンチャー企業の直接金融調達窓口としての機能を遂行している。KOSDAQに登録した法人に対しては、①資金調達等の拡大、②国内及び海外資金調達能力の拡大、③M&A 活性化により構造調整の容易、そして④税制上の優遇等の措置がとられている。

5. 2002年6月現在、ベンチャー企業の評価機関は中小企業振興公団等13の機関が指定されているが、2003年8月中小企業庁告示の「ベンチャー企業の確認要領」を見ると、農業関連産業分野のベンチャー企業の専門的評価のために韓国食品開発研究院を含む16の機関が指定されている。
6. 韓国中小企業庁告示の「ベンチャーエンゼル企業確認要領」別表1で定めているベンチャーエンゼル企業対象から除外される業種とは、宿泊及び飲食店業、不動産業及び賃貸業、娯楽業及び文化業、そして公共、修理及びその他サービス業が挙げられている。
7. 主な株主は、無限技術投資一業務執行組合員(22億ウォン)、大韓製糖(30億ウォン)、ハンビー銀行(10億ウォン)、現代証券(5億ウォン)等である。
8. エンゼルとは、ベンチャー企業に投資する企業家、大学教員、弁護士、会計士等専門的な職業を持つ個人投資家を指す。ベンチャー企業は創業初期段階において研究開発への投資の成功可否が不明であるとともに、担保力や信用も脆弱で資金調達が難しい。この時に天使のように表れ企業に必要な資金を支援したり、経営情報と各種ノーハウを提供する個人投資家を言う。
9. チョン・キファン(2000)は、農林業分野のベンチャーエンゼル企業支援の問題点として①農林業分野ベンチャーエンゼル企業発展のための総合対策の不十分、②農林業分野ベンチャーエンゼル企業育成のための技術開発財源の不足、③開発された農林技術の実用化の難しさ、④農林業分野ベンチャーエンゼル企業のベンチャーカップital利用の難しさ、⑤農林業分野ベンチャーエンゼル企業の創業支援のための創業保育機関の不在、⑥農林業分野の技術を評価する技術評価機関の不在等を挙げている。また、農林業分野ベンチャーエンゼル企業を育成するためには、①農林業分野ベンチャーエンゼル企業の技術開発支援の拡大、②農林業分野ベンチャーエンゼル企業育成のための投資基金の設立、③農林業分野創業保育機能の強化、④農業生産及び流通組織のベンチャーエンゼル企業創業の支援、そして⑤農林技術評価機関の指定等を政策課題として指摘している。

【参考・引用文献】

1. 韓国農林部『新知識農業人の発掘・育成計画』2001.4
2. 韓国中小企業庁『ベンチャーエンゼル白書』2000
3. 韓国中小企業庁ベンチャーエンゼル企業局『2002年度ベンチャーエンゼル企業の経営実態調査結果』2002.9
4. 韓国農林部『農業専門投資組合運営の主要基準』2001.11
5. 韓国産業資源部『ベンチャーエンゼル企業育成に関する特別措置法』一部改正、2003.5.29
6. 関勝奎『デジタル経済とベンチャーエンゼル企業』三星経済研究所、2000.4
7. 関勝奎『韓国農業の新しい可能性、ベンチャーエンゼル企業』三星経済研究所、2000.12
8. チョン・キファン「農林業分野ベンチャーエンゼル企業の実態と技術開発支援及び育成方策」『農林業分野ベンチャーエンゼル企業の技術開発と育成方策』2000.4
9. Lee Dongphil, Kim Jongsun『ベンチャーエンゼル企業の実態と活性化方策』韓国農村経済研究院、2002.12
10. 早稲田大学アントレプレヌール研究会編『ベンチャーエンゼル企業の経営と支援』日本経済新聞社、2001.8
11. 寺本義也・原田保編著『中小企業経営論』同友館2001.9
12. Jeffry A. Timmons "New Venture Creation", 4 th edition, 1994